

介護員養成研修に関するQ&A(令和元年12月27日時点)

※指定要綱・実施要領に直接掲載している内容に関するご質問に関しては、回答を掲載していません。
 ※類似の質問については、項目をまとめる場合や回答を割愛させていただく場合があります。ご了承ください。
 ※回答は、現時点での考え方を示したものであり、今後変更することもあります。
 ※求職者支援制度に関するご質問にはお答えできませんので、直接、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にお問い合わせください。

番号	質問内容	要綱・要領等	回答(現時点での考え方)
1	【受講対象者について】 「訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者」の範囲で、例えば、在宅で既に家族の介護をしている者が、働く意志はないが在宅介護を続けるために知識や技術の習得を目的に受講したいと申込みがあった際は、受講者として認められますか？それとも、業務に従事する意志が必要でしょうか？	P1 要綱3(4)	受講者と認めて問題ありません。 本人のスキルアップの為にだけに受講することを妨げません。
2	【「情報の公表」の開示時期について】 ホームページ上で開示する時期は、事業者指定と事業指定を受けてから、実際に受講者の募集をかけるまでの期間内と考えていいでしょうか？	P2 要綱6	指定を受けた日から研修事業終了日まで掲載してください。
3	【カリキュラムについて】 研修時間を15分単位(又は30分単位)で実施することは可能でしょうか？	P6 別紙1	要綱に定める各科目の必要時間数を超えていれば結構です。
4	【カリキュラムについて】 「研修担当講師による指導の一環として行われる施設の見学は、「(1) 職務の理解」及び「(10) 振り返り」で行うことができる。」とありますが、施設見学に該当する「(10)振り返り」をカリキュラムの前半に実施することは可能でしょうか？	P7 別紙1	できません。 別紙2の「各科目の到達目標、評価、内容」に基づき、「(1) 職務の理解」は研修の最初に行い、「(10) 振り返り」は最後に行ってください。
5	【講義と演習について】 講義と演習を一体的に実施するとありますが、カリキュラム表において講義と演習を区分けする必要がありますか？	P7 別紙1	必要ありません。 各科目によって講義と演習を分けずに一体的に実施してください。
6	【講義と演習について】 「(9)こころからだのしくみと生活支援技術(75時間)」の「イ 生活支援技術の講義・演習」において、④～⑫のどれが講義でどれが演習かは、事業者の判断でいいでしょうか？ 例えば、「⑧食事に関連した～」を6時間する場合、半分の3時間を座学の講義、後半3時間を実技の演習という分け方でも可能でしょうか？	P7 別紙1	(9)の科目に係る内容や時間配分は、事業者の判断で結構です。
7	【研修事業の情報公開(ホームページ)について】 事業指定申請時に添付する別紙4「研修機関が公表すべき情報の内訳」の記入方法が分からないので教えてください。	P38 別紙4 P101 様式第1号別紙8	① 研修事業の内容を記入した別紙4をインターネット上に掲載してください。(事業者のホームページ上には掲載しない。)その際、公表しない項目については削除してください。また、様式第1号別紙8の「公表の有無」欄にチェックを入れてください。② ①でチェックを入れた様式第1号別紙8を事業者指定申請書の添付資料として提出してください。なお、研修事業のホームページ(別紙4)を事業者のホームページ上に掲載するのは、県から事業指定通知が交付されてから行ってください。③ 事業を実施する度に①②を行ってください。(様式第1号別紙8の提出は事業者指定申請時のみ)

番号	質問内容	要綱・要領等	回答(現時点での考え方)
8	【情報開示の時期について】 申請日現在で準備段階ですが、開講日までに閲覧できればいいでしょうか？	P38 別紙4	事業(者)指定申請時には、別紙4の内容をインターネット上に掲載し、県の方で確認できるようにしてください。(アドレスを知っている者しか分からないようにする。)ただし、事業者のホームページ上に掲載するのは、県から指定を受けてから行ってください。
9	【研修事業の定員について】 演習の場合、受講者20名につき講師1名とありますが、講義の場合の人数制限はありますか？	P41 要領2(1)	講義の場合、講師の人数制限はありません。
10	【研修会場について】 研修会場の面積要件として、数値的な基準はあるのか？	P41 要領2(1)	基準は設けておりません。
11	【サブテキストについて】 兵庫県発行の「訪問介護・介護予防訪問介護の手引き」の入手方法を教えてください。 また、受講者に必要なところのみコピーして配布する方法でもいいでしょうか？	P41 要領2(1)	手引きは兵庫県のホームページより入手できます。 http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw18/hw18_000000009.html また、該当箇所のみコピーし、配布することは認められません。
12	【通信の事業者要件について】 「前年度に5講座以上行った実績のある事業者」とは、複数の都道府県において5講座以上行った場合も該当しますか？ また、「前年度」とは、単年度(4月～3月の1年間)を指すのでしょうか？	P41 要領2(2)	該当します。 お見込みのとおりです。
13	【通信の事業者要件について】 実務者研修を前年度に5講座以上実施した実績がある場合でも、次年度において通信を行うことができますか？	P41 要領2(2)	できません。 要領に定めるとおり、初任者研修課程又は基礎研修課程、1級課程及び2級課程の実績のみ対象としています。
14	【通信について】 文章内に出てくる「科目」とは、カリキュラムの科目名と内容(①、②…)のどちらを指しますか？	P45 要領13	内容を指します。
15	【補講について】 文章内に出てくる「科目」とは、カリキュラムの科目名と内容(①、②…)のどちらを指しますか？	P50 要領17	内容を指します。
16	【演習の修了評価について】 『介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価を介護職員初任者研修課程は「(9) ことごとからだのしくみと生活支援技術」内で、生活援助従事者研修課程は「(8) ことごとからだのしくみと生活支援技術」内で行うこと。』とありますが、その評価は科目ごとに講義内で行うのでしょうか？ それとも、「ア 基本知識の学習」が終われば最後にまとめて理解度の評価、「イ 生活支援技術の講義・演習」が終われば最後にまとめて習得状況の評価を行うと考えていいのでしょうか？	P48 要領15(2)	「介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価」の時間数や内容は、事業者の判断で実施してください。

番号	質問内容	要綱・要領等	回答(現時点での考え方)
17	【演習の修了評価について】 「介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価」をシラバスに明記する必要がありますか？その基準はどこを見ればいいでしょうか？ また、この修了評価は、筆記試験による修了評価(1時間以上)に含まれますか？	P47、48 要領15(2)	シラバスに明記のうえ、評価の実施方法を事業者指定の際に提出してください。評価の基準は、別紙2の「修了時の評価ポイント」にあります。 この評価は、筆記試験による修了評価(1時間以上)には含まれません。
18	【研修科目の免除について】 特別養護老人ホーム等には何が含まれますか？ また、介護職員等には何が含まれますか？	P48 要領16(1)	介護福祉士試験の受験資格となる施設や事業所、職種を指します。 詳しくは、下記リンクをご参照ください。 ※公益財団法人社会福祉振興・試験センター 介護福祉士国家試験のホームページ http://www.sssc.or.jp/kaigo/shikaku/k_09.html
19	【補講について】 補講の対象は、「研修時間数の概ね1割以内」とあるが、例えば、研修事業の合計時間が140時間だった場合は、その1割の14時間までと考えていいでしょうか？ また、1割を超えて欠席した場合、やむを得ない理由として特別に認められる欠席とは、具体的にどういった場合でしょうか？	P50 要領17(1)	お見込みのとおりです。 1割を超えて欠席した場合のやむを得ない理由とは、妊娠や傷病等による入院など本人の責めによらない事情による欠席を指します。
20	【欠席の扱いについて】 遅刻は何分以上で欠席扱いになるのでしょうか？	P50 要領17(1)	基準は設けておりません。
21	【講師要件、実習指導責任者の要件について】 「実務経験3年以上」とは、当該資格を取得してから3年という意味か、それとも実務に就いてから3年という意味でしょうか？例えば、平成20年から介護職員として勤務している者が、平成25年3月に介護福祉士を合格している場合、平成25年4月に事業者指定を受けるときの講師として名前を挙げて問題ないか？	P53 別添1	実務経験とは、講師要件である資格取得からの期間ではなく、当該職種の実務に就いてからの期間を指します。(別紙参照) 例のような場合は、講師要件を満たしているといえます。
22	【講師要件について】 1人の講師が受け持つ科目や時間数の制限はありますか？	P53 別添1	制限はありません。 講師要件に当てはまれば、講師1人が当該研修の全科目を担当しても結構です。
23	【講師要件について】 年度をまたがる事業について、次年度で講師の肩書きや所属している事業所に変更があった場合、どう取り扱えばいいでしょうか？	P53 別添1	変更する30日前までに変更届を提出してください。
24	【講師要件について】 「当該科目を担当する福祉系大学等の教授等」の「高等学校(福祉学科等)の教諭」にある①・②は、「①又は②」か「①及び②」のどちらでしょうか？ また、教授、教諭等の具体の範囲は、大学准教授、講師、助教、高校の臨時講師は含むと考えていいでしょうか？	P57、61 別添1	「①及び②」ですので、両方の要件を満たす必要があります。 准教授等も要件を満たしていれば、教授、教諭等の範囲に含まれます。
25	【修了証明書について】 「必要に応じ、修了者の顔写真を貼付の上、代表者印で割り印する。」とありますが、「必要に応じ」とは顔写真のことでしょうか？割り印のことでしょうか？ 例えば、A4サイズの修了証明書は顔写真なし、携帯用は顔写真あり、と分けてもいいでしょうか？	P70、71 別添4	修了証明書に顔写真を貼り付ける事や割り印を押印する事は、任意です。 取扱いは事業者の判断でお願いします。

番号	質問内容	要綱・要領等	回答(現時点での考え方)
26	【修了評価の再評価について】 修了評価の合格基準に満たない場合に行う補講や再評価について、料金や回数に制限はあるのでしょうか？	P73 別添5	制限はありません。
27	【通信の問題について】 「記述問題は合計800～1200字程度」とは、「1問につき800～1200字程度とする」という意味ですか？それとも「全問題の合計を800～1200字程度とする」という意味ですか？	P100 様式第1号別紙7	「全問題の合計を800～1200字程度とする」という意味です。
28	【研修実施期間について】 研修初日に開講式を行い、その1週間後に「(1)職務の理解」の科目を始める場合は、どちらを初日とすればいいでしょうか？ また、研修実施期間の終了日はいつにすればいいでしょうか？	P106 様式第5号	研修初日は、開講式を行う日を研修事業の初日にしていただければ結構です。 研修最終日は、全ての科目を終了してから行う修了評価(筆記試験)の実施日にしてください。
29	【日程表について】 各科目を行う順番はありますか？	P108 様式第5号別紙2	「(1)職務の理解」の科目を最初に、「(10)振り返り」の科目を最後に設定してください。その他の科目については、順不同でも結構です。
30	【日程表について】 最初に行う「(1)職務の理解」の科目を受講者が欠席した場合、後日、振り替えで受講させることは可能でしょうか？	P108 様式第5号別紙2	差し支えありません。
31	【日程表について】 研修時間は、修了評価を含めて131時間以上となっていますが、初任者研修を求職者支援訓練として実施するため、300時間以上行う必要があります。その場合、各科目を規定された時間数よりも多く実施するような日程表になりますが、差し支えないでしょうか？	P108 様式第5号別紙2	日程表には、介護職員初任者研修課程に係る日程のみ記載してください。
32	【協力保証事業者について】 現に事業者指定を受けている事業者のみ代替可ということでしょうか？ あるいは、過去に介護員養成研修事業を実施していれば可ということでしょうか？	P109 様式第5号別紙3	現に事業者指定を受けていなくても結構です。 ただし、介護員養成研修事業を実施した実績を有し、かつ、要綱・要領に定める事業者能力を有していることが必要になります。
33	【実績報告書について】 未修了者の内訳の「補講者」は、補講をしても修了評価の到達目標に達しなかった者を指すのでしょうか？ 補講をしても欠席が多かった者を指すのでしょうか？	P115 様式第10号	実績報告時点で未修了である補講受講者を全て補講者欄にカウントしてください。
34	【実績報告書について】 既に(1割以内で)欠席した分の補講を受けて、修了者となりえる受講者は、修了者の欄にカウントすればいいでしょうか？	P115 様式第10号	お見込みのとおりです。 実績報告時点で修了者となりえる受講者を全て修了者の欄にカウントしてください。

番号	質問内容	要綱・要領等	回答(現時点での考え方)
35	【実績報告書について】 実績報告後、補講や再評価等で本来のコースで修了できなかった者が修了となった場合、報告手続きはどのようにすればいいのでしょうか？	P115 様式第10号	本来コースで修了した者と同様に報告してください。 例えば、受講者が20名で既に18名の修了者を報告している場合、残り2名の補講が修了次第、2名分のみの修了者名簿等添付資料を用意し、報告してください。
36	【重要事項説明書兼本人確認書について】 受講者が研修事業の途中で退校した場合、重要事項説明書兼本人確認書の提出は必要でしょうか？	P122 様式第10号別紙5	途中退校の受講者も提出してください。
37	【研修期間について】 「8ヶ月以内に修了すること」とあるが、8ヶ月以内に修了評価試験に合格すればいいのでしょうか？8ヶ月以内に実績報告書受理通知書を受ける必要があるのでしょうか？	P2 要綱5	8ヶ月以内に修了評価試験に合格すれば結構です。
38	【修了見込証明について】 修了評価試験に合格した後、実績報告書受理通知書を受けるまでの間に、修了見込証明書を交付してもいいのでしょうか。	P43 要領10(1)	修了見込証明書の交付は認められません。必ず実績報告書受理通知書を受けた後に修了証明書を交付してください。
39	【補講について】 「(10)振り返り」は最後に実施する必要があるが、欠席した科目がある場合、補講実施前に科目番号「(10)振り返り」を受講してもよいか。		必ず科目番号「(1)職務の理解」～「(9)こころとからだのしくみと生活支援技術」の受講後に「(10)振り返り」を受講してください。
40	【テキスト等のルビ振りについて】 テキストや修了評価問題、通信課題にルビを振ったものを使用してよいか。		外国人を対象とする場合、可能です。
41	【講師要件について】 「その他上記に準ずる者として県民局長等が認める者」とは、どのような者が対象となるのか。	P53 別添1	各科目内容に関する国家資格を有する者を想定しています。